

鹿 児 島 県 公 報

令和 8 年 3 月 31 日 (火) 第 706 号 の 3



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示	規 則	訓 令	告 示
○道路の区域の変更			(道路維持課取扱い) 1
	議 会 規 則		(総務課取扱い) 2
○鹿児島県議会規則の読点の表記を改める規則 (※)			(議事課取扱い) 2
○鹿児島県議会会議規則の一部を改正する規則 (※)	議 会 訓 令		(総務課取扱い) 2
○鹿児島県議会訓令の読点の表記を改める規程 (※)	議 会 告 示		(総務課取扱い) 2
○鹿児島県議会告示の読点の表記を改める告示 (※)			

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 241 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和8年3月31日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 31 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	鹿屋吾平佐多線	鹿屋市吾平町上名字己西810番6地先から同市吾平町上名字吉別府4134番2地先まで	前	9.7~44.2	3,103.0
			後	8.6~59.7	3,103.0
			後	13.6~63.8	3,100.0
		鹿屋市吾平町上名字吉別府4134番2地先から肝属郡錦江町城元字栗ノ尾4399番2地先まで	前	7.6~61.5	4,383.0
			後	7.6~61.5	4,383.0
			後	10.8~82.2	3,800.0
			肝属郡錦江町城元字栗ノ尾4399番2地先から同町田代麓字極楽4135番地先まで	前	6.4~57.8
		後		6.4~106.6	8,516.0
		後		12.0~107.0	6,400.0
		肝属郡錦江町田代麓字極楽4135番地先から同町田代麓字溝下652番5地先まで	前	7.1~48.7	2,979.0
			後	7.1~48.7	2,979.0
			後	11.0~72.8	3,000.0

議 会 規 則

鹿児島県議会規則の読点の表記を改める規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

鹿児島県議会議長 日高滋

鹿児島県議会規則第 1 号

鹿児島県議会規則の読点の表記を改める規則

この規則の施行の際現に公布されている鹿児島県議会規則において読点として表記する「、」を「、」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

鹿児島県議会議長 日高滋

鹿児島県議会規則第 2 号

鹿児島県議会会議規則の一部を改正する規則

鹿児島県議会会議規則（平成 3 年鹿児島県議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 2 項中「6 週間」を「8 週間」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議 会 訓 令

鹿児島県議会訓令第 1 号

鹿児島県議会訓令の読点の表記を改める規程を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

鹿児島県議会議長 日高滋

鹿児島県議会訓令の読点の表記を改める規程

この訓令の施行の際現に制定されている鹿児島県議会訓令において読点として表記する「、」を「、」に改める。

附 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議 会 告 示

鹿児島県議会告示 1 号

鹿児島県議会告示の読点の表記を改める告示を次のように定めた。

令和 8 年 3 月 31 日

鹿児島県議会議長 日高滋

鹿児島県議会告示の読点の表記を改める告示

この告示の施行の際現に制定されている鹿児島県議会告示において読点として表記する「、」を「、」に改める。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。